

大阪社会保険時報



梅雨風情

しとしととそぼ降る雨のなか、石光寺に着く。道すがら目に飛び込む二上山の趣に心をとどろかせ、奈良の奥深き風情に浸りながらの道程も、また楽しい。「ぼたん」で名をとどろかす石光寺の庭内で、こんな素晴らしい風景に出会う。雨に打たれる一輪の花の「凛とした」語りと、添える背景の風情に、想わず心打たれる。無数の花のなかに、たった一輪の「花風情」の物語が、雅の音色をも聞かせてくれた。雨の日に出かけて得た、喜びがこんな大きいものとは…。さあ、みんな出かけましょう。大阪から放射状で、こんな素晴らしい自然が待っているのだから！

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 被扶養者認定の取り扱いについて ● 年金と雇用保険の調整
- 国民年金保険料は退職（失業）による特例免除があります!!
- 協会けんぽからのお知らせ
- ・ 限度額適用認定証をご存じですか?〔70歳未満の方の入院時の支払いを軽くする制度〕 ・ 出産育児一時金について
- インターネットサービス『ねんきんネット』 ● 「住所一覧表」提供サービス

職場内で回覧しましょう

被扶養者認定の 取り扱いについて

健康保険では、被保険者本人の業務外の事由による病気・けが・死亡または出産について保険給付が行われますが、被保険者以外にその扶養家族にも、病気・けが・死亡または出産について保険給付が行われます。

この扶養家族のことを健康保険では「被扶養者」といいますが、その「被扶養者」となるためには、一定の要件に該当していなければならないほか、該当していることを年金事務所に届け出て認定を受けることが必要です。

今回は、健康保険の被扶養者の認定の取り扱いについて説明します。



被扶養者の範囲

(1) 主として被保険者の収入によって生計を維持している次の人

ア 被保険者の直系尊属

被保険者の父母、祖父母、曾祖父母ですが、配偶者の父母等は次の(2)で説明する「3親等内の親族」に入ることになります。

イ 被保険者の配偶者

配偶者には事実上婚姻関係と同様の事情にある人、すなわち内縁関係にある配偶者も含まれます。

ただし、この場合の内縁とは届け出をすれば当然に法律上の配偶者となり得る状態にある人でなければなりません。

ウ 被保険者の子、孫および弟妹

子とは、民法上の実子、養子のことをいいます。

(2) 主として被保険者の収入によって生計を維持し、かつ被保険者と同一世帯に属している次の人

ア 前記(1)のイ、ウ以外の3親等内の親族

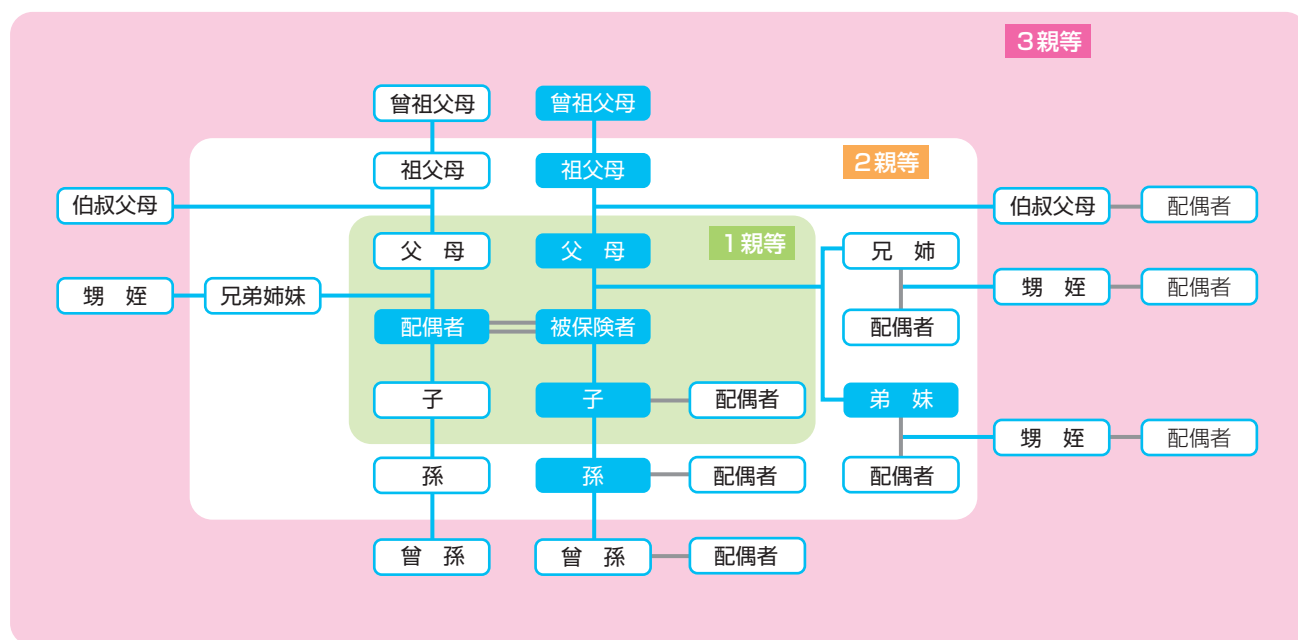
イ 内縁関係にある配偶者の父母および子

これらの親族等の場合は、(1)の親族と違って「被保険者と同一世帯に属していること」というもう一つの要件が必要となります。

「同一世帯」とは、「被保険者と住居および家計を共にする」とこととされています。

なお、3親等の親族については別図を参考にしてください。

【3親等内の親族図】



■ の人は生計維持の関係が条件です

□ の人は生計維持の関係と同一世帯が条件です

生計維持の基準

前記「被扶養者の範囲」の説明で、「主として被保険者の収入によって生計を維持している人」の認定は、次の基準で取り扱うこととされています。

(1) 認定の対象となる家族（以下「認定対象者」といいます）が被保険者と同一世帯に属している場合は、原則として認定対象者の収入がないか、または恒常的な年間の総収入の額が130万円未満で、被保険者の年収の半分未満であるときは被扶養者となります。

ただし、認定対象者の年収が被保険者の年収の半分以上であっても、年収が130万円未満で、被保険者の年収を上回らない場合、その世帯の生計の状況を総合的にみて、被保険者が生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは被扶養者として取り扱われます。

(2) 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合は、認定対象者の収入がないか、または恒常的な年間の総収入の額が130万円未満であって、かつ被保険者からの援助金（仕送り額）より少ないときは原則として被扶養者として取り扱われます。

(3) 認定対象者が60歳以上の人である場合、またはお

おむね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合については、収入の基準が180万円未満とされています。

以上、(1)から(3)までの基準によって認定することを原則としていますが、実際には、生活実態がさまざまですので、(1)から(3)までの基準により認定を行うことが生活実態に著しくかけ離れたものとなり、社会通念上妥当性を欠くと認められる事例については、その具体的な事情に照らして最も妥当と認められる取り扱いをすることになります。

このようなことから、被保険者、事業主の皆さんは被扶養者の届け出をされる場合、「健康保険被扶養者（異動）届」の各項目についてももちろん正確に記入し、届け出るように留意しましょう。

また、20歳以上60歳未満の配偶者が被扶養者に認定された場合は、国民年金第3号被保険者となりますので、「健康保険被扶養者（異動）届」と複写になっております「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）・資格喪失・死亡・氏名・生年月日・性別変更（訂正）届」についても正しく記入し、あわせて届け出るようにしましょう。

くわしくは、管轄の年金事務所にお問い合わせください

年金と雇用保険の調整

60歳台前半の老齢厚生年金と調整

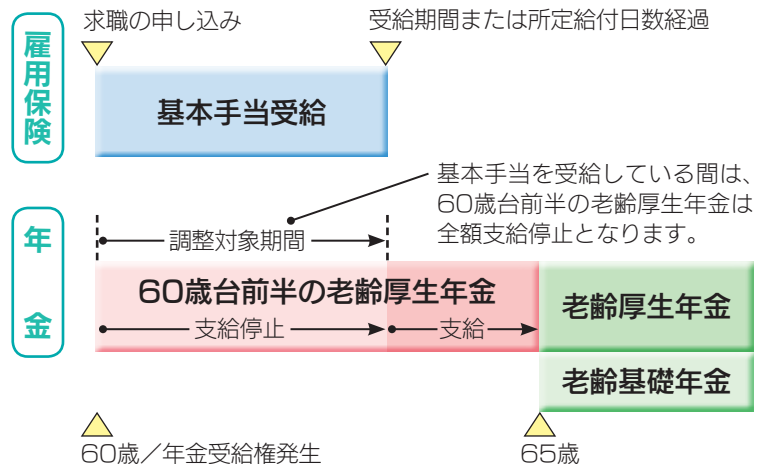
60歳台前半の老齢厚生年金の受給権者が、雇用保険の基本手当（求職者給付）や高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金）を受けられる場合は、年金の全額または一部が支給停止となる調整が行われます。船員保険の失業保険金や

高齢雇用継続給付を受けられる場合も、同様です。

60歳台前半の老齢厚生年金の請求手続きを行う場合には、「老齢給付年金請求書」に雇用保険の被保険者番号を記入し、雇用保険被保険者証等を添付することになっています。

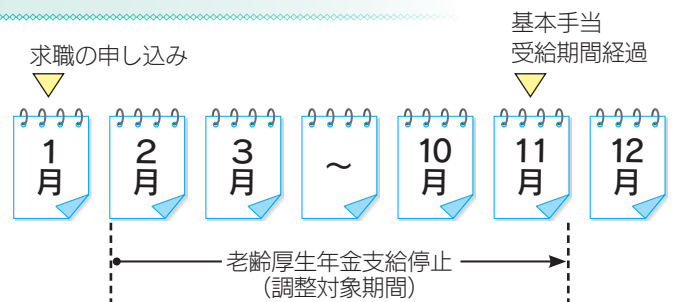
基本手当受給期間は年金が全額支給停止

60歳台前半の老齢厚生年金の受給権者が基本手当を受ける場合は、基本手当が優先され、その間の老齢厚生年金は全額支給停止となります。



求職申込月の翌月から支給停止

支給停止の期間は、求職の申し込みを行った月の翌月から基本手当の受給期間または所定給付日数が経過した月までの間（調整対象期間）です。この期間中でも、基本手当の支給対象日が1日もない月については老齢厚生年金が支給されます。



基本手当受給による支給停止の事後精算

調整対象期間中は、基本手当を1日でも受けると、その月は年金が支給停止されます。このため、同じ日数分の基本手当を受けても、人によって支給停止月数が異なる場合があります。そこで、基本手当の受給期間または所定給付日数の経過後、精算が行われます。

具体的には、受給期間または所定給付日数が経過した時点で、次の式で計算した支給停止解除月数が1以上の場合には、その月数分の支給停止が解除され、直近の支給停止月分から順次さかのぼって老齢厚生年金が支給されます。

支給停止
解除月数

=

支給停止
月数

—

基本手当支給対象の日数
÷ 30（1未満切り上げ）

くわしくは、管轄の年金事務所にお問い合わせください

国民年金保険料は 退職(失業)による 特例免除があります!!

退職(失業)されたことにより、国民年金保険料の納付が困難な場合には特例免除の申請ができます。

メリット①

保険料の全額が免除された期間についても、保険料の全額を納付した場合の年金額の2分の1が受けられます。

平成21年3月分以前は、保険料の全額が免除された期間の年金額が、保険料の全額を納付した場合と比較して3分の1として計算されていましたが、平成21年4月分からは2分の1として計算されるようになりました。

メリット②

万が一の際にも確かな保障!

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金など、免除承認期間については支給対象の期間とされます。



メリット③

失業者の所得を除外して審査!
(7月から翌年6月分までが審査対象)

通常の申請免除は本人・同一世帯の世帯主・配偶者の前年の所得を含めて審査しますが、特例免除とは、失業されたご本人の所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除されるものです。

失業された方以外に一定以上の所得があるときは保険料免除が認められない場合があります。

審査の対象 となる所得

通常の免除	=	○申請者本人の前年所得	○申請者の配偶者の前年所得	○世帯主の前年所得
特例免除	=	○申請者本人の前年所得	○申請者の配偶者の前年所得	○世帯主の前年所得

(申請者本人が退職(失業)した場合)

手続き

特例免除は、申請する年度または前年度において退職(失業)の事実がある場合に対象となります。保険料免除の申請は、年金事務所または住民票のある市区町村役場へ「国民年金保険料免除申請書」を提出(郵送可)してください。

※この特例免除については、配偶者・世帯主が退職されたときにも対象となります。

※申請書は市区町村役場、年金事務所にあります。

手続きに必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号のわかるもの
- ・認め印(本人署名する場合は不要)
- ・失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、離職票等)

免除承認期間の追納のおすすめ

国民年金には、追納という制度があり、10年以内なら免除を受けた期間の保険料をさかのぼって納めることができます。

追納をすることにより老齢基礎年金の支給額が増額されます。

ただし、免除が承認された期間の翌年度から2年を経過すると、当時の保険料に加算金がつき、納めていただく保険料が高くなりますので、お早めに納付されることをおすすめします。

くわしくは、管轄の年金事務所にお問い合わせください

協会けんぽからのお知らせ

限度額適用認定証をご存じですか？

〔70歳未満の方の入院時の支払いを軽くする制度〕



健康保険では、ひと月（暦月）の医療費の自己負担額に上限を設けており（自己負担限度額）、医療機関の窓口での支払いが高額になった場合、自己負担限度額との差額を払い戻しする、高額療養費という制度があります。

高額療養費の申請により自己負担限度額を超える部分は後から払い戻しされますが、医療機関の窓口ではいったん支払いをしなければなりません。また、払い戻しまでに診療月から3カ月以上かかるため、一時的とはいえ、大きな負担になります。

そこで、入院に限り事前に「限度額適用認定証」の手続きをしていただくことで、医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額までで済ませることができるようになり、経済面や手続き面からも大変便利です。

実際どのくらいの金額になりますか？

【所得区分：一般（標準報酬月額53万円未満） 窓口負担：3割 の方の場合】

1カ月の入院総医療費（保険適用分）を100万円とすれば、その3割の30万円を負担することになりますが、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで自己負担限度額の87,430円の負担で済みます。

- **自己負担限度額計算式** $80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) \times 1\% = 87,430円$
(個室代などの保険外諸費用や食事代等は別途支払いが必要です)

●自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額（月額）	多数該当
上位所得者	$150,000円 + (総医療費 - 500,000円) \times 1\%$	83,400円
一般	$80,100円 + (総医療費 - 267,000円) \times 1\%$	44,400円
低所得者	35,400円	24,600円

- 上位所得者とは、診療を受けた月の標準報酬月額が530,000円以上の被保険者とその被扶養者をいいます。
- 低所得者とは、市町村民税が非課税の被保険者とその被扶養者をいいます。なお、低所得者の方は「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」での手続きが必要となります。
- 多数該当
同一世帯で、診療を受けた月以前12カ月間に、すでに3カ月以上高額療養費を支給されている場合、4カ月目からは自己負担限度額が多数該当の金額に軽減されます。「限度額適用認定証」の提示により、自己負担限度額の適用を受けた場合についても回数に含まれます。なお、多数該当の要件を満たしているにもかかわらず、医療機関に通常時の自己負担限度額を支払った場合、高額療養費の申請が必要です。

「限度額適用認定証」を提示し支払いをした場合、原則高額療養費の申請は必要ありませんが、同一月に転院した場合等、高額療養費の申請が必要な場合があります。詳しくは、下記、当支部あてにお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

（70歳以上75歳未満の方につきましては、「高齢受給者証」の提示により、自己負担額は限度額までで精算されますので、「限度額適用認定証」の申請は原則不要です）

手続き方法は？

「限度額適用認定申請書」を当支部あてにご提出いただき、発行された「限度額適用認定証」を健康保険証と一緒に入院される医療機関に提示するだけです。なお、申請書は協会けんぽホームページからダウンロードすることもできますので、ぜひご利用ください。

「限度額適用認定証」は、申請書受付月の1日から入院終了予定月の末日まで（最長1年間）有効なものを発行いたしますので、入院の予定が決まりましたら申請書はお早めにご提出ください。なお、有効期限を延長したい場合は、改めて申請書をご提出ください。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部

電話 06-6201-7070(代表) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル11階

協会けんぽ

検索

協会けんぽからのお知らせ

出産育児一時金について

被保険者または被扶養者が出産(※)したとき、出産育児一時金が支給されます。

※妊娠4カ月(85日)以降の生産、死産(流産)、人工妊娠中絶も含まれます。

A. 支給される金額

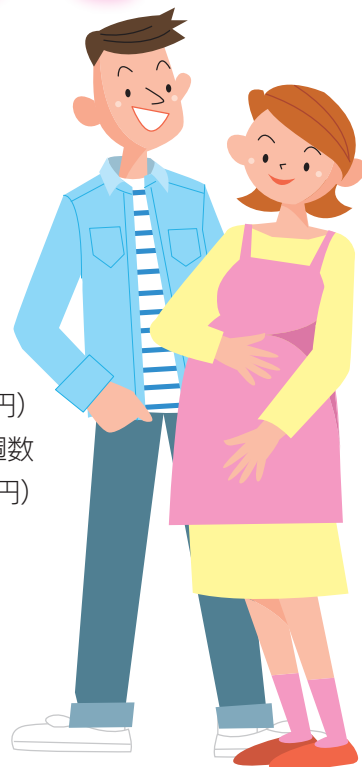
1児につき**42万円**が支給されます。(平成21年9月30日以前の出産は38万円)
ただし、産科医療補償制度に加入していない医療機関等での出産および在胎週数22週未満での出産等の場合は39万円。(平成21年9月30日以前の出産は35万円)

産科医療補償制度とは

通常の妊娠・分娩にもかかわらず、分娩に関連して重度脳性まひとなった赤ちゃんが補償を受けられる制度です。

詳しい情報は、(財)日本医療機能評価機構のホームページをご覧ください。

<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>



B. 申請手続き

手続きには、「直接支払制度を利用する場合」「医療機関等の窓口で出産費用を全額支払った場合」「受取代理制度を利用する場合」の3種類があります。

〈直接支払制度〉

出産育児一時金の支給額を上限として、出産育児一時金を協会けんぽから医療機関等へ直接お支払いする制度です。出産費用が出産育児一時金の支給額より少なかった場合は、協会けんぽへ差額分を請求することができます。出産費用が出産育児一時金の支給額を超える場合は、その超えた額を医療機関等へお支払いください。この場合は協会けんぽへのお手続きは必要ありません。

〈医療機関等の窓口で出産費用を全額支払った場合〉

出産後、医療機関等の窓口で出産費用を全額お支払いいただき、後日協会けんぽに「**健康保険出産育児一時金支給申請書**」をご申請いただきます。

〈受取代理制度〉

受取代理専用の「**出産育児一時金等支給申請書(受取代理用)**」に医療機関等から「受取代理人の欄」に記入・捺印を受け、協会けんぽに提出していただきます。出産費用が出産育児一時金の支給額より少なかった場合は、差額分が被保険者に支給されます(受取代理制度を利用できる医療機関等は、厚生労働省へ届け出を行った一部の医療機関等に限られます)。

直接支払制度を利用し、差額請求をする方法

〈直接支払制度〉を利用し、出産費用が出産育児一時金の支給額より少なかった場合は、協会けんぽに差額分の請求をします。

(例) 出産費用が40万円の場合

42万円（出産育児一時金）－40万円（出産費用）＝2万円を協会けんぽに請求します。

- ① **出産育児一時金内払金支払依頼書・差額申請書。**
- ② 出産費用の領収・明細書のコピー（専用請求書の内容と相違ない旨の記載があるもの）。
- ③ 医療機関等から交付される直接支払制度に係る代理契約に関する文書のコピー。
- ④ 出産費用の領収・明細書に「出産年月日」および「出生児数」が記載されていない場合は、申請書所定欄に医師・助産師による出産証明または市町村長の証明が必要になります。

※ご出産から2～3カ月後に協会けんぽから送付いたします「出産育児一時金支給決定通知書」に同封しております**「出産育児一時金差額申請書」**によりご申請いただく場合は、添付書類が省略できます。



C. 資格喪失後の継続給付

資格喪失後の出産であっても、下記の要件を満たした場合、在職していたときの健康保険に出産育児一時金の請求が可能です。ただし、資格喪失後に加入している健康保険かどちらかへの請求になります。また、被扶養者の方の出産には給付されません。

- ① 在職時の被保険者期間が、継続して1年以上あること（任意継続被保険者期間は除く）。
- ② 資格喪失後、6カ月以内の出産であること。

D. 出産育児一時金貸付制度

出産に要する費用が必要である場合に、出産育児一時金が支給されるまでの間、一時金の8割相当額を限度に無利子で貸付する制度があります。詳しくは協会けんぽまでお問い合わせください。



お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部

電話 06-6201-7070 (代表) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル11階

協会けんぽ

検索

インターネットサービス 『ねんきんネット』



「ねんきんネット」とは、年金加入者や受給者の方が、いつでもご自身の年金加入記録をインターネットで確認することができるサービスです。

国民年金や厚生年金保険などの加入状況が一覧で確認でき、年金に加入されていない期間や標準報酬額の大きな変動などの記録がわかりやすく表示されています。

※旧法による年金受給者および共済年金加入中の方は、ご利用いただけませんのでご了承ください。



登録はこちら!!

「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

(<https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/neko/>)
をご覧ください。

「ねんきんネット」についてのお問い合わせは

「ねんきんダイヤル」

0570-05-1165へ

IP電話・PHSからは「03-6700-1165」へ

【受付時間】 月～金曜日：午前8:30～午後5:15まで
(月曜日(月曜日が休日の場合は次の平日)は午後7:00まで)
第2土曜日：午前9:30～午後4:00まで

「住所一覧表」提供サービス



「ねんきん定期便」や「ねんきん請求書」などの年金個人情報、被保険者の皆様にお送りするためには、正しい住所をお届けいただかなければなりません。

このため日本年金機構では、事業主の皆様、従業員の皆様と被扶養配偶者の方の住所を確認して、正しい住所をお届けいただくため「住所一覧表」の提供サービスを実施しています。

◎「住所一覧表」の提供サービス申し込み方法

所定の申出書に必要事項を記入のうえ、事業所等を管轄する年金事務所に提出してください。後日、「住所一覧表」が郵送されます。

※申出書は日本年金機構ホームページまたは、お近くの年金事務所にあります。

◎住所変更が必要な場合

「住所一覧表」の住所と、現在、従業員の皆様と被扶養配偶者の方がお住まいの住所が異なる場合、「住所一覧表」に朱書き訂正して提出いただくことにより、簡便に住所変更の届け出をすることができます。

くわしくは管轄の年金事務所までお問い合わせください